

事 務 連 絡

平成20年3月21日

各厚生労働大臣認可水道事業者担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

給水装置工事事業者の指定制度等の運用に関する留意事項

平成8年の水道法改正の施行後10年を経過したことから、現行制度について検討、評価するために実施した有識者による検討会及び厚生科学審議会生活環境水道部会においても、これらの制度の施行により規制緩和の成果が十分に現れていると評価されたところですが、なお、これらの制度の運用に当たり、留意すべき点が見られました。

これらについて、平成9年8月11日付衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知、及び平成13年1月18日付健水発第4号厚生労働省健康局水道課長通知により指定制度等の適切な運用についてお願いしてきたところですが、今回の検討にあたり適切に運用されていない部分が見られましたことから、下記の事項に十分留意し、より適切な制度の運用をお願いします。

記

1 給水装置の使用規制について

給水装置の使用規制については、平成13年1月18日付健水発第4号厚生労働省健康局水道課長通知により、適正な運用をお願いしてきたところであるが、基準に適合した給水装置については、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第3号に規定される場合を除き、使用規制をしてはならないこと。

また、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認は、自己認証又は第三者認証によることとしているので、自己認証製品についても基準に適合していることが証明されれば、使用規制をしてはならないこと。

なお、給水装置の構造及び材質の基準について及び自己認証製品が基準に適合していることの証明方法については、平成9年7月23日付衛水第203号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第3及び同通知の（参考）の1「『自己認証』について」により、その運用の考え方を示しているので参考にされたい。

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事等の工事上の条件について

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事の施行については、平成9年8月11日付衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知により、適正な運用をお願いしてきたところであるが、水道法施行規則第36条第3号に規定する、工事上の条件については、水道施設の機能の保全、配水管から水道メーターまでの給水装置の防災や緊急工事の円滑な実施等のために必要となる合理的なものに限るものであり、特定の者への下請けの指定等を工事上の条件とすることはできないこと。

3 給水装置工事事業者の指定の更新等について

給水装置工事事業者の指定については、平成9年8月11日付衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知により、適正な運用をお願いしてきたところであるが、水道法第16条の2の指定は、水道法第25条の11の規定に基づいて取り消されない限り、効力を有するものであることから、給水条例等において、指定に期限を付し、又は更新を義務づけること等はできないこと。

4 研修等を受講しなかった指定給水装置工事事業者に対する取り扱いについて

平成20年3月21日付健水発第0321001号厚生労働省健康局水道課長通知において、指定給水装置工事事業者に対する研修・講習の実施をお願いしたところであり、水道事業者におかれては、指定給水装置工事事業者に対して研修・講習に参加するよう積極的に働きかけることが望まれる。一方、水道法第16条の2の指定は、水道法第25条の11の規定に基づいて取り消されない限り、効力を有するものであることから、研修等を受講しなかったことのみを理由に実質的な処分はできないこと。

【問合せ先】

厚生労働省健康局水道課給水装置係

電話 03-5253-1111 (内線4009)